

議案第 3 2 号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に居住しているが、長期間家賃を滞納し、本市の再三にわたる納付指導にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者は、その後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。